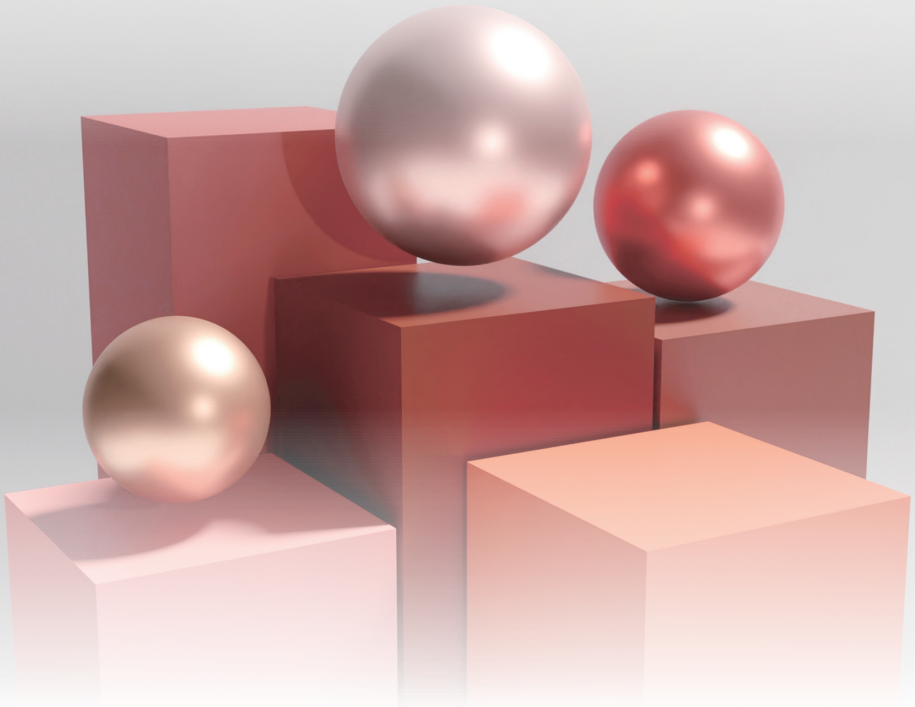


民事尋問技術

第5版

加藤新太郎 [編著]



ぎょうせい

第5版はしがき

令和4年の民事訴訟法改正は、民事訴訟手続のIT化（デジタル化）を
図るものである。これにより、民事訴訟手続の姿が大きく変わる。法律実
務家である弁護士、裁判官にとってIT化される手続法に速やかにキャッ
チアップすることは喫緊の課題である。

民事尋問の基礎を学ぶための実務的基本書を標榜している本書の第5版
は、この重要課題に応えるものである。

第5版の構成は、次のように工夫した。

まず、序章として、「民事訴訟手続のIT化と尋問への影響」を置いた。
読者は、この章によって、令和4年の民事訴訟法改正の経緯とアウトライ
ンを鳥瞰した上で、民事訴訟の証人尋問・本人尋問への影響を知ることが
できる。幸いにも、序章執筆者の日下部真治は、IT化対応の手続改正に
ついて当初から関与しており、その全容について把握している。まさに最
適の執筆者であることは、読者が序章を一読していただければ感得してい
ただけるものと思う。

第1章から第7章は、第4版の章の構成を用いており、休むことを知ら
ない民事訴訟実務の中での民事尋問技術のあり方を活写する。いくつかの
改訂に触れると、関連する新しい文献の知見や実務の新動向などを加えた
ほか、第4版までは、各章において論じていた陳述書は第2章にまとめて
解説することにした。弾劾証拠の使い方、反対尋問の実例などのサンプル
も増やし、実務に即応するものとするを心掛けた。

本書初版が上梓されたのは、平成8年民事訴訟法が施行される2年前の
1996年のことであり、3年後の1999年には、平成民事訴訟法対応版として
新版（第2版）を刊行し、12年後の2011年には第3版を、2016年には第4

版を刊行した。初版から第3版の執筆陣は、大橋正春、山本剛嗣、永石一郎、本間通義、加藤新太郎であり、第4版から日下部真治が加わり、第5版からは、司法研修所第2部民事弁護教官の経験のある弁護士中村知己が加わった。

本書の初版には、民事尋問技術の達人である弁護士秋山幹男先生から、「民事訴訟の尋問技術に関するわが国のはじめての本格的な教科書であり、弁護士必読・必携の書」との書評（判タ926号105頁）を、第2版には、民事訴訟法学の権威である山本和彦先生から、「理論的な観点から見ても、本書には興味深い点が多い」「本書は若手弁護士のみならず、十分な経験を有する弁護士にとっても、なお一読を要する重要な意義をもつ好著であるといえよう」との書評（判タ1002号34頁）を、ありがたくも頂戴した。第5版も、このようにありたいと願っている。

本書が、これまでと同様、弁護士、認定司法書士、司法修習生、法科大学院の学生など多くの読者の方々に受入れられれば、幸いこのうえもない。

本書の出版に当たって万端にわたってお世話いただいた株式会社ぎょうせい、の田村佳巳さんにも厚くお礼を申し上げたい。

令和8年3月

執筆者を代表して

加藤 新太郎

第4版はしがき

ここに『民事尋問技術〔第4版〕』を読者諸賢の机上に贈る。

民事尋問の基礎を学ぶための基本書であり、その方法の実践のあり方を可能な限り具体的に示した実務書である本書は、幸いにも、好評をもって読者に迎えられた。

その歴史をみておくと、初版が上梓されたのは、現行の民事訴訟法が施行される2年前の1996年のことである。初版執筆陣は、1993年に司法研修所第2部民事弁護教官となった弁護士大橋正春、山本剛嗣、永石一郎、本間通義に、同事務局長（判事）であった私に加わり、1年余に及ぶ勉強会を実施し、各自が担当部分につき準備した草稿を素材に忌憚のない意見交換を重ね、確定稿に仕上げていった。この勉強会は、各執筆者に民事尋問の奥深さと面白さを感じさせるものであり、それ以前と以後では、法律実務家として民事尋問に取り組む姿勢を明らかにチェンジさせる契機となるものであった。

初版を上梓して3年後の1999年には、現行民事訴訟法に対応させるために新版（第2版）を刊行し、そして12年後の2011年に第3版を刊行した。第3版は、尋問技術についての基本的な考え方を維持しながら、現行法の運用状況に即して過不足のない有益情報を提供しようとするものであった。

しかし、民事訴訟実務は、休むことを知らない。現在では、陳述書を活用した証人・当事者本人の尋問を集中証拠調べで実施するというプラクティスは定着するに至った。ところが、弁論準備手続において当事者間のかみ合った議論が十分にされず、準備書面を交換するだけの期日に陥っている事例、そうしたこともあってか争点整理が適切にされていない事例、したがって証人尋問、当事者本人尋問が効果的にされていない事例も散見されるのが、現在の民事訴訟の実像である。

民事訴訟における尋問技術に関する基本書（標準的プラクティス・ブック）を標榜する本書は、常に民事尋問の現在に焦点を当てることにしたい。そこで、われわれは、民事訴訟の今日的状況と与件として、本書に盛り込むべき情報を最新・最適にするため、第4版を刊行することにした。そして、今回は、本書にエンドレスの

生命と新しい息吹を吹き込むべく、司法研修所第2部民事弁護教官の経験のある弁護士日下部真治が執筆陣に加わった。

そのようなことから、第4版の構成は、本論7章のみのシンプルなものを持しつつ、関連する新しい文献の知見や実務の新動向などを加えるほか、事例も差し替えたり、増やすなど、盛り込む情報は最新かつ付加価値の高いものにするよう心がけた。今回の改訂により、初版から一貫しているコンセプトを純化することができ、世代承継の足掛かりもできたと考えている。本書が、これまでと同様、弁護士、認定司法書士、司法修習生、法科大学院学生などの読者の方々に受入れられれば、幸いこのうえもない。

本書の出版に当たって万端にわたってお世話いただいた株式会社ぎょうせい出版企画部のみなさんにも厚くお礼を申し上げたい。

平成28年11月

執筆者を代表して

加藤 新太郎

第3版はしがき

民事訴訟における尋問技術に関する基本書（標準的プラクティス・ブック）である本書の第3版を世に送り出すことになった。第3版は、本書初版以来の尋問技術についての基本的な考え方を維持しながら、民事訴訟の現在の状況に即応する過不足のない有益情報を提供しようとするものである。

民事尋問技術は、弁護士の訴訟活動のための技術の重要なパートである。弁護士の訴訟技術は、①クライアントの事情聴取から始まり、②データの収集と取捨選択の後、③生の事実を法的にどのように主張として組み立てていくかを考え、④相手方の言い分・反論を突き合わせ、争点を認識し、⑤争点について、どのような証拠方法によってどのように立証していくか適切な立証計画を立てるスキルに加えて、⑥証拠調べを効果的に実施していくためのスキル、⑦実施された証拠調べの結果を評価できるスキル（裁判官の心証を見通すスキル）、⑧事案の見通し・当事者との

意向との関連において、判決に赴くか、和解的解決に赴くかを選択するスキルという一連の技術の連鎖によって構成される。いうまでもなく、民事尋問技術は、⑥のパートの1つである。したがって、民事尋問技術のポイントは「訴訟手続に精通し、適切に準備をして立証計画を立て、人間心理に配慮して尋問に臨み、実践する」ことにある。

平成民事訴訟法は、争点中心審理を採用したが、実務においても、争点整理手続を経た上での集中証拠調べが一般的になってきている。民事訴訟実態調査研究会（代表：竹下守夫一橋大学名誉教授）の実態調査によれば、法改正前は人証実施事件が4割であったものが、法改正後は3割に減少しているが、平均の人証数は、2.2人から2.7人に増えている。また、集中証拠調べの実施率は65%であり、人証調べの必要な案件の3件に2件が集中証拠調べで行われている。すなわち、争点整理を適切に行い、人証調べを実施する事件自体は絞っているが、調べた人証の数は、むしろ法改正後の方が多く、それが集中証拠調べで実施されるというのが、現在の民事訴訟の実態である。そして、これを可能にするものとして、陳述書の活用を見逃すことはできない。集中証拠調べと陳述書とにより、民事訴訟の環境と慣行が変わってきているのである。第3版は、そのような状況の下において、民事尋問技術のスタンダードはどのようなものであるべきかを考えてみたものだ。

本書の構成は、本論7章のみのシンプルなものとしたが、盛り込む情報は最新かつ付加価値の高いものを豊富にするよう心がけた。今回の改訂により、初版から一貫しているコンセプトを純化することができたと考えている。本書が、これまでと同様、弁護士、司法書士、司法修習生、法科大学院の学生などの読者の方々に受け入れられることを願っている。

本書の出版に当たってきめ細かく配慮していただいた株式会社ぎょうせい出版企画部のみなさんにも厚くお礼を申し上げたい。

平成23年3月

執筆者一同

新版はしがき

新民事訴訟法は、争点中心審理を目指し、集中証拠調べを採用した。尋問技術は、そうした手続構造の下での民事裁判実務において、これまで以上に重要になるであろう。

その新民事訴訟法が、平成10年1月1日から施行された。

そこで、我々は、『民事尋問技術』を新民事訴訟法に対応させるために、必要な改訂をして、『新版民事尋問技術』として刊行することにした。

その構成及び改訂した箇所は、次のとおりである。

第一に、序章として、新民事訴訟法における関連の改正点を解説するパートを書き下ろした。

第二に、旧版の序章を第一章とし、以下の章を、それぞれ繰り下げた。その記述内容について、新民事訴訟法に即応するように手を加えた。この改訂作業で気がついたことは、我々の民事尋問技術に関する構想の基本そのものは、新民事訴訟法の下における民事裁判実務にも、何らの変更なく妥当するということである。すなわち、「適切に準備をして立証計画を立て、訴訟手続に精通することを心がけるとともに、事案と人間心理に配慮して尋問に臨み、実践する」ということは、新しい民事訴訟法においても十分活かせることのできるものなのである。

第三に、第一部、第二部と二部構成にした。第二部には、座談会「民事訴訟における尋問技術」を収録した。我々は、本書（旧版）を執筆する準備を兼ねて研究会を重ねていたが、この座談会は、その締めくくりとして実施し、判例タイムズ905号に掲載されたものである。読者からの多数の要望があったので、本書の内容との関連性を考え、これを収録することにした。記して、判例タイムズ社及び同社編集長浦野哲哉氏のご厚情に感謝したい。

本書（旧版）は、幸い読者に好意をもって迎えられた。その上、我々が尊敬する法律実務家の先輩である宮川光治弁護士、秋山幹男弁護士から、懇切な書評をいただいた（宮川・自由と正義48巻1号158頁、秋山・判例タイムズ926号105頁）。我々は、こうした声援に応じて、『民事尋問技術』が法律実務家のためのプラクティス・ブックとして息長く利用されるよう精進していきたいと考えている。

この新版の出版に当たって種々お世話をいただいた宇野功さん、小高方展さんにも感謝を申し上げたい。

平成11年2月

執筆者一同

はしがき

本書は、民事訴訟における尋問技術に関するプラクティス・ブックである。

弁護士が最低限度備えなければならない技能はいくつかある。尋問技術は、その中でも優先順位の高いものの一つである。民事訴訟において訴訟代理人たる弁護士は争点立証に心血を注ぐことになるが、証人尋問、当事者本人尋問を通して効果的な立証活動をしていくためには、尋問技術が必須不可欠のものであるからである。

このような民事訴訟における尋問技術の比類なき重要性にもかかわらず、これを学ぶのに適切な標準的なテキストは、残念ながら見当たらない。我々は、こうした状況を考慮して、標準的なテキストを作成することを念願して、研究会を重ねてきた。その成果が本書である。

本書の特色としては、次の三点を挙げることが許されよう。

第一に、民事訴訟の審理における訴訟代理人の活動の基本となる立証計画をバックボーンとして、その中で、尋問ないし尋問技術の目的的な位置づけをしていることである。

第二に、そうした活動主体である弁護士からとらえた尋問技術を中心として構成し、裁判官の視点からみた尋問技術によって、これを補完することになっていることである。

第三に、執筆者が、実務経験20年以上の法律実務家であり、いずれも、司法研修所教官として、司法修習生の教育・訓練に関与したものであることである。

そのような本書の成り立ちから、本書の読者としては、弁護士及び司法修習生を想定している。

率直に言って、このようなプラクティス・ブックを刊行することは、我々が今後

法廷で証人尋問を行う上での気持ちの負担を重くする。しかし、法律実務家の修得すべき技能の奥は深く、幅は広い。我々も、また法律実務家の一人として、今日の尋問技術をさらに明日は向上させていきたいという決意をこめて、本書を世に問うことにしたい。

最後に、本書の出版に至るまで、万端にわたってお世話をいただいたぎょうせいの宇野功さん、折間賢一さんに、厚くお礼申し上げたい。

平成8年7月

執筆者一同

「民事尋問技術」編集者・執筆者一覧（50音順）

加藤新太郎（かとう・しんたろう）第1章・第7章

- 1975年 裁判官任官（27期）（東京、名古屋、大阪、釧路に勤務）
- 1988～1992年 司法研修所第2部（民事裁判）教官
- 1992～1998年 司法研修所事務局長
- 1998～2001年 東京地方裁判所部総括判事（民事第28部）
- 2001～2005年 司法研修所第1部上席教官
- 2005～2009年 新潟地方裁判所長、水戸地方裁判所長
- 2009～2015年 東京高等裁判所部総括判事
- 2014～2015年 東京高等裁判所民事長官代行
- 2015年 裁判官退官、弁護士登録（第一東京弁護士会）
- 2015～2021年 中央大学大学院法務研究科教授
- 2015年～ 日本司法書士連合会量定審査委員会委員（外部有識者）
- 現在 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所・顧問）

日下部真治（くさかべ・しんじ）序章（第5版～）・第2章・第3章・第4章（第4版～）

- 1995年 弁護士登録（第二東京弁護士会）（47期）
- 2010～2013年 司法研修所民事弁護教官
- 2014年～ 日本商事仲裁協会手続諮問委員会委員
- 2017～2018年 第二東京弁護士会副会長
- 2018～2021年 司法試験及び司法試験予備試験考查委員（民事訴訟法担当）
- 2019～2021年 日本弁護士連合会「民事裁判手続に関する委員会」委員長
- 2020～2021年 日本弁護士連合会常務理事
- 2020～2022年 法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会委員
- 2024～2025年 第二東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長
- 2025年～ 最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
- 現在 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所）

永石 一郎（ながいし・いちろう）第5章・第6章

1972年 弁護士登録（東京弁護士会）（24期）

1993～1996年 司法研修所民事弁護教官

2004～2006年 日弁連法務研究財団法人法科大学院認証評価事業評価員

2006～2009年 司法修習生考試委員会委員

2009～2016年 日本弁護士連合会行政訴訟センター委員

2017～2019年 日本弁護士連合会懲戒委員会委員長

2015年～ 日本弁護士連合会民事司法改革推進本部委員

現在 弁護士（永石一郎法律事務所）

中村 知己（なかむら・ともみ）第5章・第6章（第5版～）

1999年 弁護士登録（東京弁護士会）（51期）

2012～2013年 日本弁護士連合会研修委員会委員

2017～2020年 司法研修所民事弁護教官

2024年～ 東京都行政不服審査会委員

2025年～ 日本弁護士連合会編集委員会副委員長

現在 弁護士（永石一郎法律事務所）

◆初版～第3版 執筆者一覧

大橋 正春（おおはし・まさはる）第2章執筆

1972年弁護士登録（第一東京弁護士会・24期）

司法研修所民事弁護教官（1993～1996年）、日本弁護士連合会常務理事（2001～2002年）、最高裁判所司法修習委員会委員（2007～2008年）、日本弁護士連合会司法修習委員会委員（2007～2008年）、第一東京弁護士会民事訴訟問題等特別委員会委員長（2010～2011年）、最高裁判所判事（2012～2018年）、現在 弁護士（東啓綜合法律事務所）

本間 通義（ほんま・みちよし）第3章執筆

1975年弁護士登録（第二東京弁護士会・27期）

司法研修所民事弁護教官（1993～1996年）、第二東京弁護士会副会長（2000年）、日本弁護士連合会常務理事（2001～2002年）、法務省司法試験委員会委員（2004～2007年）、最高裁判所司法修習生考試委員会委員（2007～2012年）、現在 弁護士（本間合同法律事務所）

山本 剛嗣（やまもと・たけじ）第4章執筆

1972年弁護士登録（東京弁護士会・24期）

司法研修所民事弁護教官（1993～1996年）、東京弁護士会副会長（1997年）、東京弁護士会会長（2008年）、日本弁護士連合会副会長（2008年）、国家公安委員（2010～2015年）、現在 弁護士（山本剛嗣法律事務所）

凡 例

1 法令名略語

本文中の法令名は基本的に正式名称で記したが、本文（ ）内の法令名は次に掲げる略語を用いた。

規 程	弁護士職務基本規程
刑 訴	刑事訴訟法
刑訴規	刑事訴訟規則
憲	憲 法
準 則	東京高等裁判所訴訟手続準則（裁判所時報78号8頁以下所収）
弁 護	弁護士法
民	民 法
民 訴	民事訴訟法
民訴規	民事訴訟規則
民訴費	民事訴訟費用等に関する法律

2 判 例

判例を示す場合、「判決」→「判」と略した。また、裁判所の表示・判例の出典については、次のア、イに掲げる略語を用いた。

ア 裁判所名略語

大	大審院
最	最高裁判所
〇〇高	〇〇高等裁判所
〇〇地	〇〇地方裁判所

イ 判例集出典略語

民 録	大審院民事判決録
民 集	大審院民事判例集
	最高裁判所民事判例集
刑 集	最高裁判所刑事判例集

下民集	下級裁判所民事裁判例集
金 法	金融法務事情
判 時	判例時報
判 タ	判例タイムズ

3 文献・雑誌略語

文献・雑誌は、次のア、イに掲げる略語を用いた。それ以外のものについては、原則としてフルネームで記した。

ア 文 献

秋山ほか・菊井＝村 松原著・コンメ民 訴Ⅱ～Ⅳ	秋山幹男ほか・菊井維大＝村松俊夫原著・コンメンタール 民事訴訟法Ⅱ（第3版）（2022）、Ⅲ（第2版）（2018）、 Ⅳ（第2版）（2019）、Ⅴ（第2版）（2022）（日本評論社）
石井・民事法廷	石井良三・民事法廷覚え書（1962、一粒社）
伊藤・事実認定	伊藤滋夫・事実認定の基礎 改訂版（2020、有斐閣）
伊藤・民訴	伊藤眞・民事訴訟法〔第8版〕（2023、有斐閣）
岩松還暦	岩松三郎裁判官還暦記念・訴訟と裁判（1956、有斐閣）
上田＝井上・注釈民 訴(2)	上田徹一郎＝井上治典編・注釈民事訴訟法(2)（1992、有斐閣）
加藤・技法	加藤新太郎・民事事実認定の技法（2020、弘文堂）
加藤・裁量論	加藤新太郎・手続裁量論（1996、弘文堂）
加藤・審理	加藤新太郎編・民事訴訟審理（2000、判例タイムズ社）
加藤・認定と立証Ⅰ Ⅱ	加藤新太郎編・民事事実認定と立証活動Ⅰ、Ⅱ（2009、判例タイムズ社）
加藤・民事事実認定 論	加藤新太郎・民事事実認定論（2014、弘文堂）
加藤・役割論	加藤新太郎・弁護士役割論〔新版〕（2000、弘文堂）
加藤ほか・判タ座談 会	加藤新太郎＝山本剛嗣＝大橋正春＝永石一郎＝本間通義 〔「座談会」民事訴訟における尋問技術〕判タ905号（1996）

加藤ほか・ひろば座 談会	加藤新太郎 = 山本剛嗣 = 大橋正春 = 永石一郎 = 本間通義 〔〔座談会〕 民事尋問技術の新たな展開〕ひろば63巻12号 (2010)
兼子 = 岩松・実務講 座(4)	兼子一 = 岩松三郎編・法律実務講座 民事訴訟編 (第2編) (4) (1961、有斐閣)
兼子・民訴体系	兼子一・新修民事訴訟法体系〔増訂版〕(1965、酒井書店)
兼子ほか・条解民訴	兼子一原著・松浦馨 = 新堂幸司 = 竹下守夫 = 高橋宏志 = 加 藤新太郎 = 上原敏夫 = 高田裕成著・条解民事訴訟法〔第 2版〕(2011、弘文堂)
菊井 = 村松・全訂民 訴Ⅱ	菊井維大 = 村松俊夫・全訂民事訴訟法〔法律学大系・コン メンタール篇〕Ⅰ〔補訂版〕(1993)、Ⅱ(1989)(日本 評論社)
岸 = 横川・事実審理 講座新民訴(2)	岸盛一 = 横川敏雄・新版事実審理(1983、有斐閣)
講座民訴⑤	竹下守夫編集代表・講座新民訴(2)(1999、弘文堂)
小島ほか・読本Ⅲ	新堂幸司編集代表・講座民事訴訟⑤(1983、弘文堂)
小林・新証拠	小島武司 = 高谷進 = 豊田愛祥・民事実務読本Ⅲ(1989、東 京布井出版)
最高裁・条解民訴規	小林秀之・新証拠法〔第2版〕(2003、弘文堂)
最高裁・条解民訴規 (デジタル)	最高裁判所事務総局民事局監修・条解民事訴訟規則(1997、 司法協会)
最高裁・民訴規則	最高裁判所事務総局民事局監修・条解民事訴訟規則(デジ タル化関係等)(2025、司法協会)
斎藤ほか編・注解民 訴(7)	最高裁判所事務総局・民事訴訟規則の解説(1956、最高裁 判所)
司研・事実認定	斎藤秀夫 = 小室直人 = 西村宏一 = 林屋礼二編著・注解民事 訴訟法(7)〔第2版〕(1993、第一法規出版)
司研・立証活動	司法研修所編・民事訴訟における事実認定(2007、法曹会)
	司法研修所民事弁護教官室編・民事弁護における立証活動 8訂(2024、日本弁護士連合会)

- 実務民訴(1) 鈴木忠一＝三ヶ月章監修・実務民事訴訟講座(1) (1969、日本評論社)
- 実務民訴 (第3期) 新堂幸司監修 高橋宏志＝加藤新太郎 編集・実務民事訴訟講座 [第3期] 第4巻 (2012、日本評論社)
- (4)
- 新実務民訴(1)(2) 鈴木忠一＝三ヶ月章監修・新・実務民事訴訟講座(1)、(2) (1981、日本評論社)
- 新堂・新民訴 新堂幸司・新民事訴訟法 (第6版) (2019、弘文堂)
- 田尾＝加藤・事実認定 田尾桃二＝加藤新太郎共編・民事事実認定 (1999、判例タイムズ社)
- 高田ほか編・注釈民訴(2) 高田裕成＝三木浩一＝山本克己＝山本和彦編・注釈民事訴訟法(2) (2023、有斐閣)
- 高田ほか編・注釈民訴(3) 高田裕成＝三木浩一＝山本克己＝山本和彦編・注釈民事訴訟法(3) (2022、有斐閣)
- 高田ほか編・注釈民訴(4) 高田裕成＝三木浩一＝山本克己＝山本和彦編・注釈民事訴訟法(4) (2017、有斐閣)
- 谷口＝福永・注釈民訴(6) 谷口安平＝福永有利編・注釈民事訴訟法(6) (1995、有斐閣)
- 塚原ほか・理論と実務上下 塚原朋一＝柳田幸三＝園尾隆司＝加藤新太郎編・新民事訴訟法の理論と実務上、下 (1997、ぎょうせい)
- 中野ほか・新民訴講義 中野貞一郎＝松浦馨＝鈴木正裕編・新民事訴訟法講義 [第3版] (2018、有斐閣)
- 中村古稀上 中村英郎教授古稀祝賀・民事訴訟法学の新たな展開上 (1996、成文堂)
- 法と実務(3) 日弁連法務研究財団編・法と実務(3) (2003、商事法務)
- 松本＝上野・民訴 松本博之＝上野泰男・民事訴訟法 [第8版] (2015、弘文堂)
- 三ヶ月古稀 (中) 三ヶ月章先生古稀祝賀・民事手続法学の革新 中巻 (1991、有斐閣)
- 三宅ほか・大系(2)(3) 三宅省三＝塩崎勤＝小林秀之編・新民事訴訟法大系(2)、(3) (1997、青林書院)

門口編・証拠大系(1) ～(4)	門口正人編集代表・民事証拠法大系(1) (2007)、(2) (2004)、 (3) (2003)、(4) (2003) (青林書院)
吉村＝小島・注釈民 訴(7)	吉村徳重＝小島武司編・注釈民事訴訟法(7) (1995、有斐閣)
論考(2)	倉田卓次＝住吉博編・近藤完爾民事訴訟論考(2) (1978、判 例タイムズ社)
脇村・一問一答	脇村真治編著・一問一答 新しい民事訴訟制度 (デジタル 化等) - 令和4年民事訴訟法等改正の解説 (2024、商事 法務)

イ 雑 誌

N B L	N B L (商事法務)
エスプリ	現代のエスプリ (至文堂)
最判解民	最高裁判所判例解説 民事編 (法曹会)
司 研	司法研修所論集 (最高裁判所司法研修所)
自 正	自由と正義 (日本弁護士連合会)
司 報	司法研究報告書 (最高裁判所司法研修所)
ジュリ	ジュリスト (有斐閣)
曹 時	法曹時報 (法曹会)
早 法	早稲田法学雑誌 (早稲田大学法学会)
判 時	判例時報 (判例時報社)
判 タ	判例タイムズ (判例タイムズ社)
ひろば	法律のひろば (ぎょうせい)
法 協	法学協会雑誌 (法学協会事務所)
法 教	法学教室 (有斐閣)
法 支	法と支配 (日本法律家協会)
民 商	民商法雑誌 (有斐閣)
民 訴	民事訴訟雑誌 (民事訴訟法学会)

目 次

第5版はしがき

編集者・執筆者一覧

凡 例

序 章 民事訴訟手続のIT化と尋問への影響

第1	令和4年の民事訴訟法改正の経緯等	3
1	改正に至る経緯	3
2	令和4年改正法の基本的な枠組み	3
3	令和4年改正法の施行時期	4
	ア フェーズ1/イ フェーズ2/ウ フェーズ3	
第2	IT化された民事訴訟手続の主要な内容	7
1	訴え提起等のオンライン申立て及び訴訟記録の電子化	7
	ア 訴え提起等のオンライン申立て/イ 訴訟記録の全面的な電子化	
2	送達・送付	8
	ア 送達/イ 送付	
3	期日等	10
	ア 口頭弁論期日/イ 弁論準備手続期日/ウ 書面による準備手続/エ 和解期日/オ その他	
4	証拠調べ	14
	ア 証人尋問その他/イ 鑑定/ウ 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ/エ 検証/オ 裁判所外の証拠調べ	
5	判決・和解	20
	ア 判決/イ 和解	
6	その他	21
	ア 電磁的訴訟記録の閲覧等/イ 法定審理期間訴訟手続/ウ 民事訴訟費用等に関する法律の改正	
第3	令和4年改正法により尋問に生じる影響	24
1	令和4年改正法のうち尋問に影響する主要な部分	24

目次

2	令和4年改正法を踏まえた法廷の機器等	25
ア	単独法廷／イ 合議法廷	
3	証人尋問の申出における新たな検討事項	27
ア	証人が法廷に出頭する場合の訴訟代理人の期日参加の態様 ／イ 証人に法廷外からウェブ会議の方法で尋問を受けさせる ことの可否・是非	
4	証人に対する文書等の提示の方法	32
5	尋問の準備・予行演習	35
ア	証人が法廷に出頭する場合／イ 証人が法廷外からウェブ 会議の方法で尋問を受ける場合	

第1章 証拠調べとしての証人尋問、当事者尋問

第1	証拠調べとしての特色	39
1	総説	39
2	証拠方法が人であること	39
3	供述と尋問との組合せ	40
4	供述の構造についての理解の重要性	41
ア	供述の構造／イ 誤り・偏りの侵入／ウ 事実の伝達と変 容／エ 供述結果をテストする手続	
第2	交互尋問制度	45
1	交互尋問の意義	45
ア	総説／イ 交互尋問制度の導入	
2	交互尋問の方法	46
3	交互尋問制度批判	47
ア	木川博士の交互尋問制度批判／イ 交互尋問制度批判の検 討	
4	手続保障と交互尋問	49
第3	争点中心審理の下における証人尋問・当事者尋問	50
1	争点中心審理	50
2	争点中心審理のコアとしての争点整理手続	50
3	証人尋問・当事者尋問の位置付け	52
第4	集中証拠調べと証人尋問・当事者尋問	53

1	集中証拠調べの意義	53
2	証人尋問・当事者尋問の実情	54
3	集中証拠調べの実践	55
	ア 集中証拠調べの実例／イ 集中証拠調べの前提と効用	
4	集中証拠調べと尋問技術	57
第5	人証と事実認定	58
1	事実認定における書証と人証	58
2	事実認定上着目すべきファクター	59
	ア 人証の証拠価値の評価のポイント／イ 供述分析による真実に合致した供述の特徴	
3	5つのテストの提唱	61
4	バランス感覚と方向感覚	63
5	人証評価の留意点	64
	ア ニュートラルな立場の証人／イ 当事者本人／ウ 党派的な証人／エ テストの適用	
第6	ウェブ尋問における問題	70
1	ウェブ尋問と対面尋問	70
2	ウェブ尋問に際しての留意点	72

第2章 立証計画

第1	立証するということ	77
1	事実問題と法律問題	77
2	事実認定と経験則	80
3	生の事実と評価の事実	85
4	裁判官に対する説得	88
5	民事訴訟における事実認定	90
6	真実義務と完全陳述義務	92
第2	物証と人証	95
1	立証手段	95
2	書証と人証	96

目次

3	陳述書について	99
	ア 陳述書の意義／イ 陳述書利用の留意点／ウ 陳述書利用の実務の現状／エ 陳述書の作成者／オ 陳述書作成上の注意点／カ 悪い陳述書／キ 陳述書と尋問	
第3	立証計画の策定	112
1	立証テーマの確定	112
	ア 主要事実／イ 間接事実／ウ 補助事実／エ その他	
2	立証手段の選定	121
3	立証計画策定の時期	122
4	立証計画の図式化	123
5	立証計画と準備書面	123
第4	主尋問の立証計画	125
1	人証による立証テーマの確定	125
	ア 既になされた立証の評価／イ 人証による立証の対象	
2	人証の選択の準備	128
	ア 関係者の洗出し／イ 出頭の可能性／ウ 事前面接の可能性／エ 友好的証人と敵対的証人	
3	人証の選択	130
4	人証の順序	132
第5	反対尋問の立証計画	133
第6	立証計画と争点整理	133
1	争点整理の意義	133
2	民事訴訟法上の争点整理の位置付け	134
3	民事訴訟法上の争点整理に向けられた諸制度	134
	ア 争点整理のための手続／イ 釈明権及び求問権／ウ 適時提出主義／エ 時機に後れた攻撃防御方法の却下	
4	立証計画策定と争点整理	138
	ア 争点整理への主体的関与／イ 口頭での議論の重要性／ウ 攻撃防御方法（主張・証拠）の早期提出／エ 争点整理結果を記載した書面の作成	

第3章 尋問技術

第1	尋問技術とは	145
----	--------	-----

1	尋問技術の意義	145
	ア 交互尋問と尋問技術／イ 人証調べの難しさとその価値／ウ 尋問技術の倫理性	
2	尋問技術と「事実」	148
	ア 証言によって語られる「事実」／イ 個々の事実と複合的事実／ウ 質問に用いられる言葉と供述される事実	
3	尋問技術の役割	153
第2	交互尋問制度と弁護士・証人	154
1	弁護士の役割	154
2	証人の位置付け	155
	ア 当事者の証人・裁判所の証人／イ 証人の報酬	
第3	交互尋問の前提問題	158
1	証人の党派性について	158
2	交互尋問の聴き手が裁判官であることについて	160
	ア 裁判官の事実認定方法を知ることの重要性／イ 裁判官の心証形成過程と暫定的心証／ウ 裁判官の入手する事実情報／エ 証言の信用性の評価	
3	裁判官・弁護士と尋問	166
	ア 尋問に関する見解の違いとその原因／イ 裁判官の尋問・弁護士の尋問／ウ 裁判官による事実認定と当事者の訴訟活動	
第4	証人尋問をするに当たっての留意点	172
1	尋問準備の重要性	172
2	尋問調書作成に対する配慮	172
	ア 直接主義・口頭主義の建前と現実／イ 現実的対応	
3	法廷マナー	180
第5	民事尋問における手続的規律	181
1	民事訴訟規則を使いこなすこと	181
2	民事訴訟規則と刑事訴訟規則	181
3	訴訟における信頼関係の重要性	182
4	制限の態様と活用	183
	ア 質問の対象となる事項による制限（民訴規114条）／イ 個別的又は具体的でない質問の制限（民訴規115条1項）／ウ 証人を侮辱し、又は困惑させる質問の制限（民訴規115条2項1号）／エ 誘導質問の制限（民訴規115条2項2号）／オ	

目次

重複質問の制限（民訴規115条2項3号）／カ 争点に関係のない質問の制限（民訴規115条2項4号）／キ 意見の陳述を求める質問の制限（民訴規115条2項5号）／ク 証人が直接経験しなかった事実についての陳述を求める質問の制限（民訴規115条2項6号）／ケ 書類等に基づく陳述の禁止（民訴203条）	
5 効果的な証拠法則の活用のための実務的対処	201
第6 特殊な尋問方法	202
1 文書等の質問への利用（民訴規116条）	202
ア 文書等の物件を示す場合／イ 文書等の利用の仕方／ウ 文書の示し方・質問の仕方	
2 尋問の際、証人に行為を求めることについて	208
第7 尋問メモのとり方	209
1 メモをとる必要性	209
2 メモすべき事項	210
3 メモの技法	210
第8 集中証拠調べにおける尋問技術	211
1 集中証拠調べと弁護士業務	211
2 集中証拠調べと尋問技術	213
ア 集中証拠調べにおける尋問技術の重要性／イ 証拠調べ期日における尋問技術／ウ 陳述書を活用する尋問技術	

第4章 主尋問

第1 主尋問とは	221
1 主尋問の意義	221
2 主尋問の目的	221
ア 立証事項との関係における目的／イ 反対尋問、補充尋問等との違い／ウ 書証との関連	
第2 主尋問の心構え	224
1 なぜ、証人の尋問は難しいといわれるのか	224
2 要証事実把握の心構え	224
ア 「立証事項」と証明の対象／イ 裁判官の認識と証明の対象／ウ 供述させるべき事柄の変動	
3 尋問事項を決めるに当たっての留意点	227
ア 証人の認識・記憶内容把握の難しさ／イ 表現の多様性／	

ウ	法廷の供述と調書の記載の違い	
第3	証人予定者との面接	230
1	準備のための面接の意味	230
2	面接の要否	230
3	面接の目的	231
4	面接の方法	232
	ア 全部を話してもらう／イ 記憶を喚起してもらう／ウ 重要な争点を理解してもらう／エ 正確・簡潔な証言を求められることを理解してもらう／オ 直接経験した事実を聴く／カ 証人の性格を見抜く／キ 相手方の主張事実についての認識の確認／ク 書証や客観的事実と証言の整合性の確認／ケ 弁護士倫理の重要性	
5	事前面接の困難な証人の尋問の準備	239
第4	証拠申出、尋問事項書の提出	241
1	証拠申出の方法	241
2	立証事項、尋問事項の記載方法	242
3	「立証事項」の記載方法の具体例	243
	ア 甲が証拠申出する場合の立証事項／イ 丙が証拠申出する場合の立証事項	
4	「尋問事項」の記載方法の具体例	245
	ア 複数種類の尋問事項書／イ 証拠申出書と同時に提出する尋問事項書／ウ 尋問直前に裁判官、書記官、相手方に交付する尋問事項書／エ 尋問を実行する際の尋問者の手控えとする尋問事項書	
第5	証人の採否及び証拠調べの順序の決定	248
第6	尋問の予行演習	249
第7	主尋問の進め方	250
1	尋問調書が作成されることに対する配慮	250
	ア 法の建前と現状／イ 「要領調書」とは／ウ 要領調書を念頭に置いた対応	
2	尋問開始直前の配慮	252
3	尋問の進行全体に関する配慮	253
	ア 尋問予定時間の厳守／イ 最も重要なヤマ場を考えて尋問する／ウ 証人と当事者、事件、要証事実との関係は、最初に明らかにする／エ 主尋問、反対尋問、再主尋問の流れを念頭に置き、聴き忘れをしない／オ 重複尋問は避ける	

目次

第8 発問の方法について 255

1 どういうことを聴くか 255

ア 請求原因として書くような事実を聴くのではなく、請求原因として構成する前の生の事実を聴く／イ 立証事項について形式的に証言が得られても満足してはいけない／ウ メモを利用することも場合により許される／エ 記憶にないと分かっている事項は尋問しない／オ 事実を聴き、意見、主張、判断を求めない／カ 証言が脱線し、復旧困難であれば、質問のテーマを変えるか、潔く尋問を中止する／キ その証人から得られる可能性のない証言は求めない／ク 悪意などの内的事実の立証／ケ 陳述書や準備書面での事実主張を超える意味を持つ供述を引き出す／コ 他の事実との関連も考えて聴く／サ 要約した発言も時には有益／シ 裁判官の認識の誤りにも要注意／ス 証言の聴き漏らし

2 どのように聴くか 260

ア 発問の仕方／イ 効率的な発問／ウ 準備した質問に捉われず証言に応じて発問する／エ 裁判官を意識して発問する／オ 証人への配慮を怠らない

第9 集中証拠調べに関する留意点 269

第5章 反対尋問

第1 反対尋問とは 275

第2 我が国の反対尋問制度の特色 275

1 制度的な制約とその改革 275

2 日本の特殊要因 276

ア 日本人は対話方式による議論の伝統がなく、問う方も答える方も物語的叙述を好む傾向があること／イ 尋問者が準備不足で事案のポイントをつかんでいないこと／ウ 証人等が質問に答えやすいような発問がされないこと／エ 依頼者向けの尋問があること

3 反対尋問のウエイトの増加 277

第3 反対尋問の目的 278

1 反対尋問の目的 278

2 反対尋問の隠れた目的 279

ア 当事者の財産／イ 別件訴訟資料

第4 いかになれば反対尋問の目的を達成できるか 279

1 反対尋問のコンセプト 279

2	反対尋問の範囲	280
3	反対尋問に対する異議	280
4	反対尋問の位置付け	281
	ア 過大評価しないこと／イ 軽視しないこと	
5	反対尋問技術の必要性	281
第5	反対尋問の準備	282
1	反対尋問の実情	282
2	反対尋問についての普段の心掛け	282
	ア 訴訟手続に精通し、証拠法則を理解しておくこと／イ 経験則をたくさん仕入れておくこと／ウ 人間心理に関する洞察力を身に付けること	
3	法廷に臨む前に	283
	ア 徹底した事前準備／イ 証人等の立場で事件をみる／ウ 調査活動の労を惜しまず、証拠を収集すること／エ 関係者に会うこと／オ 記録は整理しておくこと	
4	法廷に臨んで	287
	ア 主尋問をよく聴く／イ 証人等の言葉づかい、態度、癖をよく観察し、供述の信憑性をチェックする／ウ 証人等の準備状況を見抜く／エ 法廷ではメモをとること／オ その証人を攻めるかどうか（反対尋問をすべきか否か）を考える／カ 主尋問に対する異議の機会を窺う	
5	依頼人に対する配慮	289
6	反対尋問は少なくとも2人で	290
7	反対尋問の成功とは	290
第6	反対尋問を行うかどうかの判断基準	291
1	反対尋問をすべきか否か	291
2	反対尋問をすべきか否かの判断順序	292
3	反対尋問しないことの是非	292
第7	反対尋問の技術	293
1	反対尋問の心構え	293
	ア 反対尋問は、主尋問の信憑性をぐらつかせれば成功である／イ 主尋問における答えを何ら理由なくして翻すことはまずあり得ない／ウ 主尋問における証言が初めから終わりまで虚偽であることは稀である／エ 証言等を信じないことと証人等を信じないこととは別である	

目次

2 一般的注意 295

ア テンポは速くすること／イ 質問の仕方は証人等のタイプにより違えること／ウ 答えが「イエス、ノー」のできる質問にすること／エ 証言等の根拠・理由は原則として尋ねないこと／オ 予定時間どおり行うこと／カ 出たとこ勝負をしないこと／キ 総花的に行わないこと／ク 異議を出されないようにする／ケ 質問をどこで止めるか、則を心得ること／コ 失敗した場合は早めに切り上げ、次の質問に入ること

3 反対尋問の技術各論 298

ア どんな質問から行うか／イ 弾劾型で行うか材料引出型で行うか／ウ 証人等の特性への対応／エ 証人等の困惑した様子を調書に記載させる工夫／オ 反対尋問に対し、相手方からの異議や裁判官による制限があった場合どうするか／カ 裁判官になぜその尋問をするのか、疑問を抱かせないための表現の工夫／キ 発問に先立って自ら表題は示さない方がよい／ク 誘導質問の活用／ケ 証人等に「尋問者は手強いな」という感を抱かせること／コ 証人等にキヤスティングボートを握らせないこと／サ 相手を興奮させたり敵意を示させれば反対尋問は成功と考える／シ 意見（推測）を求める場合の一言／ス 「記憶がありません」という答えは見逃さないこと／セ やぶへびの結果を招来する尋問はしないこと／ソ 質問の枠を超えて答えようとする場合はすかさず止めること／タ 沈黙に対しては、「答えにくければ答えなくともよいですよ」と発語し、証人等にプレッシャーを与えること

4 反対尋問の高度なテクニック 302

ア 正直でない証人等を尋問するとき／イ 偽証等をしている証人等を尋問するとき／ウ 意表を突く方法／エ 言い逃れを防ぐためにあらかじめ逃げ道を塞ぐ尋問をしておく方法（外堀を埋める方法）／オ 追って提出する書証による方法／カ 人の本能に訴える方法／キ 証人等を得意にさせた後、重要な証言を引き出す／ク 尋問が終わったと思い証人等の緊張が解けたとき行う

5 反対尋問事項を思いつかない場合 305

ア 認識段階における誤りの可能性／イ 他の事項に関するものに比較して、その事項に関してのみ記憶が鮮明であることを示す／ウ 「……と思う」なのか「……であったことは間違いない」なのか表現方法について証人等の言葉の意味を確認する／エ 何故本件証人等として出廷したのか、その事情を明らかにさせる

6 弾劾のテクニック 306

ア 弾劾とは／イ 弾劾のテクニック

7 弾劾証拠の使い方と留意点 308

ア 弾劾証拠の使い方／イ 弾劾証拠の提出／ウ 弾劾証拠に対する異議と対応

8	反対尋問で議論にわたる質問は許されるか	312
	ア 議論にわたる質問とは／イ 原則禁止／ウ 例外	
第8	よくない反対尋問	312
	ア ピントはずれの尋問／イ 主尋問と同じ順序で再度反対尋問をすること／ウ 意見や法的評価を求める尋問／エ 議論をする結果となる尋問／オ 意味のない反対尋問／カ 尋問者の主張を証人等に無理やり押しつけて、証人等の供述を求めようとする尋問／キ 追い込みすぎて、却って墓穴を掘っている尋問／ク 証人等の知らないことを尋問する／ケ 証人等の思い違いをこぞと咎める尋問／コ 専門用語、特殊な表現を含む言葉を用いる尋問	
第9	反対尋問の成功のために	315
	ア 経験を積むこと／イ たくさんの知識、経験則を身に付けること／ウ 失敗例を集めておくこと／エ 人の悪さを厭わないこと／オ 他の弁護士の尋問方法を盗むこと	
第10	事例にみる反対尋問	316
1	事前準備が功を奏した事例	317
2	反対尋問を行わなかった事例	319
3	反対尋問の切り上げ方が問題となった事例	320
第6章 発展問題		
第1	専門家に対する尋問	327
1	専門家証人とは	327
2	専門家証人と一般証人の違い	327
3	専門家証人に反対尋問すべき事項	327
4	専門家証人に対する反対尋問の時期	328
5	準備なく反対尋問はしないこと	328
6	専門家証人に対する反対尋問の目標	328
7	専門家証人に対する反対尋問では、原則として議論をしないこと	329
8	専門家証人に相応の敬意を払うこと	329
9	専門家証人の必要性	329
第2	異議	331
1	意義	331

目次

2	目的	331
3	異議の理由とその対応	332
4	実情	333
5	異議が出にくい理由とデメリット	333
	ア 異議が出にくい理由／イ 異議のデメリット	
第3	介入尋問・補充尋問	334
1	介入尋問・補充尋問とは	334
2	介入尋問の是非	334
	ア 介入尋問の例／イ 介入尋問の功罪／ウ 介入尋問をすべき場合／エ 介入尋問の実情	
3	裁判官の介入尋問に対する態度	336
4	裁判官の補充尋問	336
	ア 主尋問が不適切であった場合の補充として／イ 裁判官の訴訟観に基づく場合／ウ 敗訴当事者を納得させるため	
5	裁判官の補充尋問ないし介入尋問に対する異議	337
6	介入尋問・補充尋問の捉え方	338

第7章 裁判所からみた尋問技術

第1	尋問技術の意味	341
第2	尋問成功の要素	342
1	総説	342
2	尋問成功の人的条件	342
3	主尋問の構成	343
	ア 総説／イ 時系列尋問タイプ／ウ トピック展開尋問タイプ／エ 要件事実（請求原因事実・抗弁事実）との関係／オ 陳述書との関係	
4	反対尋問の方法	347
5	役割意識と好感度	350
	ア 役割意識／イ 好感度	
第3	訴訟運営の技術—効果的な尋問を実現するために—	353
1	争点整理—事案の把握の重要性—	353
2	立証テーマの構造及び尋問との関連	353

3	審理計画—尋問順序と尋問時間	354
	ア 審理計画／イ 集中証拠調べ	
4	証人尋問（当事者尋問）の留意点	355
	ア 議論は避ける／イ 法的意味合いを尋ねることはどうか／ ウ 事実と感想・印象とを分別する／エ その場でテストでき ない事項を尋ねること／オ 調書の録取が容易かつ的確にされ ることを意識する	
5	異議の扱い方	359
	ア 総説／イ 基本形／ウ 応用形	
第4	補充尋問	360
1	補充尋問の種類	360
	ア 総説／イ 当然尋問すべき部分を欠いたところを埋めるた めの尋問／ウ 心証を得られなかった事項の尋問／エ 心証を 得たところを確認するための尋問／オ 心証開示のための尋問	
2	補充尋問の方法	363
	ア 総説／イ ポイント確認型／ウ 矛盾追及型／エ 争点示 唆型	
3	補充尋問と介入尋問	364
	ア 補充尋問と主尋問・反対尋問との違い／イ 介入尋問	
第5	対質尋問	365
第6	本人訴訟における裁判官による尋問	367
1	公平な立場と後見的役割とのバランス	367
2	尋問になじまない当事者に対する対応	368
第7	書記官・速記官サイドからみた尋問	368
第8	尋問技術に関する10の原則	369
第9	尋問の質の向上のために	372
1	尋問の出来栄と法曹の質	372
2	尋問技術向上のために	374
第10	尋問技術の真価が発揮される時代	374
	民事尋問技術参考文献一覧	377
	事項別索引	381

序章

民事訴訟手続のIT化と 尋問への影響

本章では、令和4年の民事訴訟法改正の経緯等を踏まえ、それによりIT化された民事訴訟手続の主要な内容を、概ね手続の流れに沿いながら概説し、特に尋問に関わる改正事項については、尋問にどのような影響が生じるのかを考える。

第1 令和4年の民事訴訟法改正の経緯等

1 改正に至る経緯

民事訴訟手続のIT化等を実現するための政府の具体的な動きは、2017年6月に閣議決定された「未来投資戦略2017」において、「裁判に係る手続等のIT化を推進する方策」を検討するとされたことを契機とする。同年10月には、内閣官房に「裁判手続等のIT化検討会」が設置され、同検討会は、2018年3月に、「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ－「3つのe」の実現に向けて－」を公表した。これを受けて、同年7月に、公益社団法人商事法務研究会に「民事裁判手続等IT化研究会」が設置され、同研究会は、2019年12月に、報告書を提出した。さらにこれを受けて、2020年6月から、法務大臣の諮問を受けた法制審議会の民事訴訟法（IT化関係）部会により、法改正の検討が進められた。そして、2022年2月に法制審議会が答申した改正法の要綱に基づき、同年5月18日に民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。以下「令和4年改正法」という）が成立し、同月25日に公布されたものである。

2 令和4年改正法の基本的な枠組み

上記「裁判手続等のIT化検討会」が2018年3月に公表した取りまとめでは、民事裁判手続等のIT化の基本的方向性として、「利用者目線に立った上で、訴訟記録の全面的な電子化を前提とする『裁判手続等の全面IT化』を目指すべきである」とされていた。この「裁判手続等の全面IT化」という表現については、当初、裁判手続等が余すところなくITを活用した方法でのみ行われ、従来行われてきた裁判手続等がいずれも廃止されることを意味すると誤解されることもあったようである。しかし、その意味するところは、裁判手続等のあらゆる場面においてITを活用することを志向するものの、従来の裁判手続等を当然に廃止するものではなく、むしろ、ほとんどの場面においては、ITを活用した手続と従来の手続を併存させるというもの

であった。

従って、令和4年改正法が完全に施行された後の民事訴訟手続を理解するためには、基本的には、新たに加わったITを活用した手続を知るとともに、従来の手続との使い分けや調整はどうなるのかを知ることが重要である。

なお、令和4年改正法は、民事訴訟手続のIT化を主眼とするものであるが、同時に、2つの新たな制度も導入している。第1は、犯罪等の被害者が自らの氏名や住所を加害者である相手方に知られずに訴え提起や訴訟追行できるようにするための、当事者に対する住所、氏名等秘匿制度である。第2は、当事者双方の合意を条件として、法定の審理期間内に審理を終えることを目指す法定審理期間訴訟手続である。

3 令和4年改正法の施行時期

我が国の裁判手続等のIT化は諸外国のそれよりも遅れており、その実現は急務であるとの認識のもと、令和4年改正法によるものを含むIT化は、実施可能な部分から順次実施することとなった。具体的には、令和4年改正法によらずともウェブ会議用機器の導入により実施できる部分をフェーズ1、令和4年改正法のうち、裁判所における新たな事件管理システムを必要としない部分をフェーズ2、令和4年改正法のうち、裁判所における新たな事件管理システムを必要とする部分をフェーズ3とし、これらを順に実施することとされた。実際の実施の時期は、以下のとおりである。

ア フェーズ1

a ウェブ会議による手続運用

令和4年改正法によらずともウェブ会議用機器の導入により実施できるフェーズ1は、マイクロソフト社のウェブ会議アプリケーションであるTeamsを利用して、令和4年改正法の施行前の民事訴訟法に基づき、従来電話会議の方法が認められていた期日等の手続（主として、弁論準備手続期日及び書面による準備手続における協議）をウェブ会議の方法で行うものであり、ウェブ会議用機器が導入された裁判所から順次運用が開始されることとされた。

具体的には、令和4年改正法の成立前である2020年2月から、知的財産高等裁判所及び高等裁判所所在地の地方裁判所を皮切りとして運用庁が拡大し、2022年11月には、高等裁判所及び地方裁判所の全本庁及び支部で、ウェブ会議による手続運用が開始されるに至った。なお、2020年初頭から新型コロナウイルス感染症の拡大により人々の近距離の接触が避けられたことがあり、ウェブ会議による手続の実施は急速に一般化した。

b ファクシミリに代わる電子提出システムの運用

令和4年改正法の施行前から、民事訴訟法132条の10は、最高裁判所が定める裁判所に対する一定の申立て等については、最高裁判所規則が定めるところにより、インターネットを通じてすることができることとされていたが、これに対応する最高裁判所規則は（督促手続に関するものを除いて）存在していなかった。

そこで、令和4年改正法の成立前である2022年4月に「民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則」が施行され、従来ファクシミリにより提出することが認められていた書面による申立て等については、裁判所が開発した「民事裁判書類電子提出システム」（「mints」と称される）により、インターネットを通じてすることができることとなった。mintsの運用については、2022年4月から運用庁が徐々に拡大し、2023年11月には高等裁判所及び地方裁判所の全本庁及び支部において運用されるに至った。なお、このmintsの運用は、令和4年改正法の施行によらないという点でフェーズ1に位置付けることができるが、裁判所によるシステム開発を前提とする点では、フェーズ3と共通するため、「フェーズ3の一部先行実施」とも呼ばれる。また、この時点でのmintsは、その名称のとおり、民事裁判書類を電子的に「提出」するシステムであり、提出以外の機能は基本的に有していない、ファクシミリの代わりとなる簡易なシステムであった。

イ フェーズ2

令和4年改正法のうち、裁判所における新たな事件管理システムを必要としないフェーズ2は、引き続きマイクロソフト社のTeamsを利用しながら、令和4年改正法の一部を施行することにより、ウェブ会議の方法による期日

の開催をより柔軟に認めるものであった。

具体的には、2023年3月1日に、令和4年改正法の一部が施行され、和解期日等の非公開手続において、ウェブ会議の実施が広く認められるようになった。また、2024年3月1日に、さらに令和4年改正法の一部が施行され、口頭弁論期日等の公開手続において、ウェブ会議の実施が広く認められるようになった。

なお、この間、2023年2月20日には、令和4年改正法のうち、当事者に対する住所、氏名等秘匿制度に係る部分も施行されている。

ウ フェーズ3

令和4年改正法のうち、裁判所における新たな事件管理システムを必要とするフェーズ3は、システム開発を必要とするために、令和4年改正法の施行の最終段階と位置付けられ、その施行日は、令和4年改正法の公布の日から起算して4年を超えない日（すなわち、2026年5月24日まで）で政令により定められる日とされた。その後、政令により、当該施行日は2026年5月21日と定められた。

フェーズ3において必要となる事件管理システムは、インターネットを通じて、申立て等のみならず、送達・送付、訴訟記録の閲覧・複写（ダウンロード）、訴訟費用の納付を含む様々な行為を可能とする機能を有する必要がある。そのための本格的なシステムはTreeSと呼ばれ、本稿執筆時である2025年12月時点では裁判所において開発中であるが、2026年5月21日に到来する令和4年改正法の完全施行の時期においては、十分な習熟期間を確保するため、前記したmintsを改修し、ファクシミリ代替りの書類の電子提出のみならず、令和4年改正法が求める上記の各機能も備えるものとしたうえで、運用に付されることとなった。改修後のmintsの主たる機能は2025年10月に実装されるに至っており、他方、TreeSの導入はフェーズ3開始後の2027年度中が目指されている。

なお、令和4年改正法のうち、法定審理期間訴訟手続に係る部分も、フェーズ3の一部として、上記と同じ時期に施行されることとなっている。

第2 IT化された民事訴訟手続の主要な内容

以下では、令和4年改正法によりIT化された民事訴訟手続の主要な内容を、概ね手続の流れに沿いながら概説する。

1 訴え提起等のオンライン申立て及び訴訟記録の電子化

ア 訴え提起等のオンライン申立て

令和4年改正法は、従来から存在していた申立て等をインターネットを通じてすること（以下「オンライン申立て」という）を可能とする民事訴訟法132条の10の規律を若干調整したが、オンライン申立てを一般的に義務付けることはしないという点では変化はない（民訴132条の10第1項）。但し、訴訟記録の電子化（後記イ）に伴い、オンライン申立てされた内容を出力（プリントアウト）することを必須とせず、その閲覧等や送達等を電磁的記録によることとした（改正前及び改正後の民訴132条の10第5項、6項参照）。

しかし、令和4年改正法は、委任を受けた訴訟代理人（弁護士であることを要しない簡易裁判所における許可代理人を除く）等に、（もともと口頭での申立て等が可能な場合を除き）オンライン申立てを義務付けた（民訴132条の11第1項）。また、それらの者には、システム送達の届出（後記2ア）をすることが義務付けられており（民訴132条の11第2項）、裁判所とのやり取りにおいては、全体的にオンラインによることが義務付けられた^{（注1）}。

なお、令和4年改正法の施行前には、オンライン申立てが可能であったのはファクシミリによることが可能な一部の申立て等に限られていたが（前記第1の3アb）、令和4年改正法が全面施行されたフェーズ3においては、訴えの提起を含め、全ての申立て等をオンラインで行うことができるようになった。

（注1） 例外的に、「裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由により、電子情報処理組織を使用する方法により申立て等を行うことができない場合」には、オンライン申立ての義務が解除される（民訴132条の11第3項）。なお、控訴期間などの不変期間に関する訴訟行為の追完の事由も同じ定めとなっている（民訴97条1項）。

以上の規律は、フェーズ3に位置付けられ、2026年5月21日に施行されることとなった。

イ 訴訟記録の全面的な電子化

前記第1の2で述べたとおり、令和4年改正法は、ほとんどの場面においては、ITを活用した手続と従来の手続を併存させるというものであるが、訴訟記録については全面的に電子化することとなった。オンライン申立てが義務付けられていない当事者が申立て等その他のために書面等を提出した場合には、裁判所書記官が当該書面等を電子化し、訴訟記録化することとなっている（民訴132条の12第1項柱書本文、132条の13柱書本文）^(注2)。

以上の規律は、フェーズ3に位置付けられ、2026年5月21日に施行されることとなった。

2 送達・送付

ア 送達

令和4年改正法が施行された後も、オンラインによる訴訟追行を義務付けられない当事者が存在し、そうした者に対しては、インターネットを通じた送達^(注3)をすることはできない。また、どのような方法で送達をするかの判断は裁判所書記官の権限に属するが、仮にオンラインによる訴訟追行をしている当事者やその代理人に対しても、インターネットを通じない送達が適切であると判断される場合はある。そこで、令和4年改正法は、従来と同じ送達を「書類の送達」とし（民訴101条から108条）、それとは別に、「電磁的記録の送達」の規律を設けた（民訴109条から109条の4）。

電磁的記録の送達は、原則として、その出力書面（プリントアウト）を書類の送達の方法により送ることによる（民訴109条）。誰がその出力書面を用

(注2) 電子化して訴訟記録に組み入れることが困難又は不適切な書面等については、電磁的訴訟記録に含めず、非電磁的訴訟記録として管理されることがあるが（民訴132条の12第1項、132条の13、92条9項、10項、133条の2第5項、6項、133条の3第2項、227条第2項）、そもそも電磁的訴訟記録の作成が不要とされることはない。

(注3) ここでは、公示送達は除く。なお、令和4年改正法により、公示送達はインターネットを通じて行うこととされている（民訴110条から113条）。